

福山市教育委員会会議（第11回）議事日程

2026年（令和8年）3月16日  
午後2時00分 於：教育委員室

日程第1	教育委員会会議録の承認について	
日程第2	教育長報告	1
日程第3	令和8年3月定例市議会答弁報告	2
日程第4	議第40号 臨時代理の承認を求めることについて（議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について）	16
日程第5	議第41号 福山市立幼稚園規則の一部改正について	22
* 日程第6	議第42号 福山市社会教育委員の解嘱及び委嘱について	
* 日程第7	議第43号 福山市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の解嘱及び委嘱について	
* 日程第8	議第44号 臨時代理の承認を求めることについて（教職員の人事）	
* 日程第9	議第45号 臨時代理の承認を求めることについて（教職員の人事）	

\*は非公開予定

教育長報告

2月	11日	水	
	12日	木	文教経済委員会
	13日	金	フリースクールかがやき西部訪問
	14日	土	
	15日	日	
	16日	月	寄附受納式〔MY FIRST DENIM プロジェクト〕 学校訪問（加茂中）
	17日	火	学校訪問（熊野小、大門中）
	18日	水	寄附受納式〔株式会社ヨシテック〕
	19日	木	学校訪問（旭小、柳津小）
	20日	金	本会議 市長表敬訪問〔常金丸交流館〕
	21日	土	
	22日	日	
	23日	月	
	24日	火	
	25日	水	
	26日	木	学校訪問（樹徳小）
	27日	金	いいね！福山っ子部門表彰式（神辺東中）
	28日	土	
3月	1日	日	第4回福山生徒会サミット（iti SETOUCHI）
	2日	月	本会議
	3日	火	本会議
	4日	水	本会議
	5日	木	本会議
	6日	金	文教経済委員会
	7日	土	令和7年度（第23期）福山市少年少女発明クラブ修了式（商工会議所）
	8日	日	
	9日	月	予算特別委員会
	10日	火	予算特別委員会
	11日	水	予算特別委員会
	12日	木	予算特別委員会
	13日	金	予算特別委員会 全員協議会
	14日	土	2026年度福山ローズファイターズ・福山ローズフットボールクラブ評議委員会並びに選手激励会（福山ニューキャッスルホテル）
	15日	日	第44回ふくやまマラソン（福山通運ローズスタジアム）
	16日	月	市長表敬訪問〔小学生ゴルフ〕 第11回教育委員会会議

【代表質問】

- ・水曜会 石口 智志 議員
- ・誠友会 田口 裕司 議員
- ・公明党 宮本 宏樹 議員
- ・市民連合 池上 文夫 議員
- ・新政クラブ 宮地 毅 議員

【一般質問】

- ・水曜会 加藤 陽一郎 議員

※記載内容については、福山市議会の正式な記録ではありません。

順序	1	質問日	3月2日	会派名	水曜会	名前	石口 智志
----	---	-----	------	-----	-----	----	-------

発 言 の 要 旨	
3	国際交流について
	(3) 市内における受皿づくりについて
	② 国際感覚を育む機会の創出
9	教育行政について
	① 学力課題について
	② 新たな基本方針を策定する趣旨
	③ 学校再編・義務教育学校整備にあたっての地域との合意形成
	④ 学校施設のあり方（学校施設整備への答申の考え方の反映）
	⑤ 屋内運動場の空調設備整備計画の具体
	⑥ 小学校給食の無償化の予算の具体
	⑦ コミュニティ・スクールについて

[教育長答弁]

次代を担う若者や子どもたちが国際感覚を育む機会の創出についてです。

本市では、すべての小・中・義務教育学校の英語科で、ALTによる授業を通じて、児童生徒が生きた英語に触れ、主体的にコミュニケーションが図れるように努めています。

また、海外の中学生とオンラインで互いの学校や地域、文化を紹介し合う活動のほか、海外の中学生を招いてのホームステイ体験・授業交流や、海外の学校と協定を締結し、相互訪問を通じた交流など、国際交流を積極的に進めている学校もあります。

今後も、国際交流事業などを通じ、直接異文化に触れる実体験の場を積極的に確保し、こどもたちの国際感覚の育成に取り組んでまいります。

次に、「学力向上プロジェクト」の成果と課題、及び来年度の取組についてです。

今年度、こどもたちの学力の状況を客観的かつ詳細に把握するため、国語と算数・数学について、年2回、学力定着状況調査を実施しました。

教育委員会では、結果の分析・活用方法に関する研修などを実施し、各学校では、分析結果や問題データベースなどを活用しながら、こどもたち一人一人の状況に応じた、きめ細かい指導や支援に取り組みました。その結果、第2回の調査では、1回目と比較して、4つの学年の8教科中、5教科で、正答率の全国平均との差が縮

小するなど、一定の成果があったと受け止めています。

一方で、第2回の調査における正答率40%未満の児童生徒の割合は、中学校2年生の数学で約4割となるなど、教科によっては高い水準にあり、課題と捉えています。このため、来年度も引き続き、客観的なデータ分析に基づく、つまずきの把握と、子どもたちの状況に応じた指導・支援の取組を進めてまいります。

また、必要な学力を育むためには、学校全体での取組が重要であることから、学力定着状況調査の対象教科に中学校の社会科と理科を加えるとともに、英語についても、詳細に英語力を測定する調査である英検I B Aを活用することにより、総合的な対策を講じてまいります。

次に、授業についていけない子どもたちへの支援についてです。

例えば、同調査の中学校2年生の数学では、正答率20%未満の生徒が15%を超えており、要因として、基礎的な内容の理解が不十分なため、その学年の学習が困難になっていると捉えています。このため、各学校では、朝や放課後、宿題など、授業以外の時間を活用し、前の学年の内容を含め、個々の児童生徒の理解度に応じた問題を作成して、個別に学習するなど、学力補充の取組を進めています。

また、来年度、こどもたちの規則正しい生活習慣・学習習慣の確立や家庭での学習時間の確保に向けて、新たにモデル校を指定し、家庭との連携方策を含む、効果的な指導・支援研究をすることとしています。

引き続き、好事例の共有や必要な研修の実施などを通じて、困難を抱える児童生徒への支援が充実するよう、取組を進めてまいります。

次に、学校教育環境についてです。

新たな「学校教育環境に関する基本方針」を策定する趣旨についてです。これまで、現在の基本方針に基づき学校再編に取り組み、こどもたちが多様性を認め合いながらたくましく生きていく力を付けていけるよう、一定の集団規模の教育環境を整えてきました。

今後更に少子化が進行し、こどもたちを取り巻く教育環境や施設面も含めた学校の課題はより複雑化・多様化していきます。このため、これまでの学校再編の成果等を踏まえた新たな基本方針を策定し、教育環境の更なる充実に取り組むことで、「すべてのこどもたちが、自分自身の成長を実感できる学校教育の実現」をめざすものです。

次に、学校再編に当たっての地域との合意形成についてです。

地域との合意形成にあたっては、説明会や意見交換会を開催し、保護者や地域住民に、学校再編の目的や義務教育学校の概要を始め、通学支援など、再編後の対応について丁寧に説明します。意見交換を重ねる中で、不安に思われることについては具体的な対応策を示すなど、理解を得ながら進めていく考えです。

次に、学校施設の在り方についてです。

学校教育環境検討委員会の答申の中で、多様な教育的ニーズのあるこどもたちのための教室等や、教員間のコミュニケーションの場の必要性などが示されました。

こうした答申内容を基本方針（案）に反映し、こどもたち一人一人の可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの充実に向け、学び、安全、環境等の視点で、施設整備に取り組んでいく考えです。

次に、屋内運動場の空調設備整備についてです。

これまで整備した空調の効果検証を踏まえ、教育環境の充実に向け、基幹緊急避難場所以外の全ての屋内運動場に、今後4年間で計画的に整備します。新年度は、施設の老朽度や地域性を考慮する中で、基幹緊急避難場所に指定されている4校を含む計16校に整備する計画です。

次に、小学校給食の無償化についてです。

子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、国の制度に加えて、市が追加の財政措置を行うものです。物価高を踏まえた新年度の本市の小学校給食費は1食約330円であり、国の基準に換算すると児童1人当たり月6,060円の11か月分となり、国の支援金（児童1人当たり月5,200円の11か月分）に対し、年間で約2億1千万円が不足する見込みです。その不足分を市が負担することで、給食費の完全無償化を実現するものです。

次に、コミュニティ・スクールを持続可能で実効性のある取組としていくための支援と仕組みづくりについてです。

教育委員会では、学校運営協議会への参加・助言や、導入2年目以降の学校への地域学校協働活動推進員の配置など、協議が活性化し、教育活動が充実するよう取り組んでいます。

新年度は、それらに加えて、各学校のコミュニティ・スクール担当者の研修を実施し、学校間、地域や保護者、企業との連携を強化するとともに、各校区の担当指導主事が、実状を踏まえた伴走支援を行います。

また、学校運営協議会の情報交換や多様な人材の確保に向けた取組などにより、持続可能な運営体制の構築を図ってまいります。

順序	2	質問日	3月2日	会派名	誠友会	名前	田口 裕司
----	---	-----	------	-----	-----	----	-------

発言の要旨	
4	ばらのまちづくりの推進について
	(3) ばらのまちづくりの歴史、ローズマインドについて
	② Rose&Peace 教育について
9	教育環境の整備と適正規模化の推進について
	① 適正規模の基準について
	② 整備スケジュールについて
	③ コミュニティ・スクールの進め方について
	④ 地域の話し合いの場について
	⑤ 跡地活用のあり方について

〔教育長答弁〕

本市では、世界バラ会議福山大会を契機に、ふるさと学習の一環として、地域と協働で、ばらの栽培や、ばらや本市のばらのまちづくりを題材にした体験活動や探究学習を行う Rose&Peace 教育に全校で取り組んでいます。

今後については、これまでどおり対象学年や学習プログラムは、一律に設定せず、各校が独自のテーマや内容をカリキュラムに位置付けるとともに、地域ごとに専門人材の充足状況に差があることを踏まえ、関係部局と連携し、人材確保の取組を進めます。

これまでの取組で育んだ「思いやり、優しさ、助け合い」の心、ローズマインドが繋がりを、さらに広がるよう引き続き Rose&Peace 教育を推進してまいります。

次に、教育環境の整備と適正規模化の推進についてです。

適正規模の基準については、学校は、子どもたちが多様な人間関係の中で学び合い、育ち合うことのできる教育環境を整えることが重要であると考えています。新たな基本方針（案）では、学校教育環境検討委員会からの答申や学校教育法施行規則を踏まえ、クラス替えが可能で、全ての教科担任を配置できる学校規模とし、小学校は、各学年2から3学級、中学校は、3から4学級、義務教育学校は、2から3学級としています。

基本方針策定後、義務教育学校の整備や施設改修など、具体の整備計画を策定、公表する予定としています。

また、これまでの学校再編校区のコミュニティ・スクールの導入については、開校準備委員会の中で、講師を招いた研修や「地域の良いところ・課題」などについて熟議を行い、学校、保護者・地域が交流を深めながら学校再編と並行して準備を進めました。

基本方針では、学校が主体的に、「地域とともにある学校」として運営していくことを通して、地域住民や企業など多様な人材との交流や、歴史文化、自然、産業といった地域資源を活用した体験活動など、地域の教育力により、こどもたちに求められる資質・能力を育成することをめざします。

今後は、これまでの取組に加えて、各学校のコミュニティ・スクール担当者の研修を実施し、学校間、地域や保護者、企業との連携を強化するとともに、学校運営協議会の情報交換や多様な人材の確保に向けた取組などにより、持続可能な運営体制の構築を図ってまいります。

次に、地域との話し合いの場については、説明会や意見交換会を開催し、保護者や地域住民に、学校再編の目的や義務教育学校の概要を始め、通学支援など、再編後の対応について丁寧に説明してまいります。

意見交換を重ねる中で、不安に思われることについては、具体の対応策を示すなど、理解を得ながら進めていく考えです。

跡地活用のあり方については、学校再編の意見交換の状況を踏まえ、関係部局と連携する中で、適切な時期に検討してまいります。

順序	3	質問日	3月3日	会派名	公明党	名前	宮本 宏樹
----	---	-----	------	-----	-----	----	-------

発 言 の 要 旨	
17	教育行政について
①	学校教育環境について
ア	学校教育環境検討委員会からの答申の概要とその受け止め
イ	基本方針策定のスケジュール、今後の取組
②	コミュニティ・スクールについて
ア	コミュニティ・スクールが果たすべき役割
イ	導入校区における現時点での成果
ウ	全校導入に向けた伴走支援と仕組みづくり
エ	コミュニティ・スクールの活動活性化
③	こどもの読書活動推進について

〔教育長答弁〕

学校教育環境検討委員会からの答申の概要と受け止めについてです。

本市が目ざす学びを実現する学校教育環境の在り方について、検討委員会に3つの項目を諮問し、昨年10月に答申を受けました。

1点目の「これまでの取組を踏まえた今後の学校再編の在り方」では、

- ・学校は、こどもが多様な人間関係の中で学び合える一定の集団規模が必要であること
- ・学校再編の一つの選択肢として、義務教育学校の整備の可能性を検討すること
- ・こどもが自分に合った学びを選択できるよう、多様な学びの場の充実に取り組むことなどの考え方が示されました。

2点目の「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方」では、教育環境の向上と老朽化対策を一体的に行うこととし、学び・生活・共創・安全・環境の観点から、

- ・多様な学習を展開できる教室環境整備
  - ・多様な教育的ニーズのあるこどもたちを受け止める空間づくり
  - ・暑さ対策としての体育館等への空調整備
- など、具体的な提言が示されています。

3点目の「学校と家庭・地域、企業等が協働した学校運営の在り方」では、

- ・学校と家庭、地域が目標を共有し、役割と責任を果たしていくことが重要であること
  - ・企業の参画を促し、キャリア形成につなげること
- など、コミュニティ・スクールを効果的に活用する方策が示されています。

本答申は、「すべてのこどもたちが、自分自身の成長を実感できる学校教育の実現」に向け、その基盤となる教育環境について、めざす方向性と具体策を提言されたものと受け止めています。

現在、答申内容を踏まえ策定した「学校教育環境に関する基本方針（案）」のパブリックコメントを実施しており、6月を目途に基本方針を策定する予定です。その後、基本方針に基づき、具体の整備計画を策定・公表してまいります。

次に、コミュニティ・スクールが果たすべき役割についてです。

コミュニティ・スクールは、こどもたちを取り巻く教育環境が急速に変化する中で、学校と家庭、地域が教育目標を共有し、こどもたちの学びを地域全体で支える取組です。

そうした中、コミュニティ・スクールの役割は、地域が学校運営に参画することを通じて、こどもたちへの教育支援や、学校と地域がパートナーとして連携・協働する取組を進めていくことと捉えています。

次に、導入校区における成果についてです。

コミュニティ・スクールを導入した校区では、登下校の見守りなど従来の支援に加え、地域人材や企業と連携した地域学習、キャリア教育など、教育内容の質的向上が着実に図られています。導入校のこどもたちに行ったアンケートでは、「地域の歴史文化について学び、自分の住む地域を誇りに思った。地域のために、自分たちにできることを考える機会が多くなった。」などの回答があり、地域への愛着や誇りの醸成につながっています。

また、地域からは、「学校と地域住民との連携や交流が広がっている。」など、コミュニティの活性化を実感する声もいただいています。

次に、全校導入に向けた伴走支援と仕組みづくりについてです。

教育委員会では、引き続き、学校運営協議会への参加・助言のほか、導入2年目以降の学校への地域学校協働活動推進員の配置、各学校の担当者の研修会の実施などの支援を行ってまいります。

次に、コミュニティ・スクールの活動活性化についてです。

学校運営協議会では、学校の様子や地域との関わりを伝えるコミュニティ・スクールだよりの発行、人材バンク登録を活用したマッチングなど、地域住民が参画しやすい環境づくりを進めています。

地域住民や地元企業の参画の輪を広げながら活動が活性化し、教育活動が充実するよう、取り組んでまいります。

次に、こどもの読書活動推進についてです。

本市の「第三次こども読書活動推進計画」の最終年度は来年度であるため、昨年度末時点での成果と課題としては、えほんの国の毎日の読み聞かせや図書館の団体貸出し等は、目標値に達しており、本を通して親子がふれあうことのできる場、こどもが本に触れる機会となっています。

一方で、児童図書1人当たりの貸出し冊数が、目標値17冊に対し、昨年度は13.6冊にとどまっており、読書量が伸び悩んでいることが課題と捉えています。

次に、第四次計画における目指すべき姿等についてです。

次期計画の策定にあたっては、第三次計画の成果と課題を踏まえ、家庭・地域・学校の役割を再検証する中で、こどもが主体的に読書活動を行えるよう、読書環境の更なる充実に取り組んでいきたいと考えています。

順序	4	質問日	3月3日	会派名	市民連合	名前	池上 文夫
----	---	-----	------	-----	------	----	-------

発 言 の 要 旨	
4	共同親権制度
②	教育分野のガイドラインの作成について
1 1	コミュニティ・スクール
1 2	県立高校の再編案について、県に慎重な対応を

[教育長答弁]

共同親権制度にかかる教育分野のガイドラインの作成についてです。

今回の法改正は、教育分野だけでなく、福祉や保健など影響が多岐にわたり、それぞれに全国統一的な対応が求められることから、文科省も参加した関係府省庁の連絡会議において、それぞれの分野に対応し、具体的な場面を念頭においたQ&A形式の解説資料を作成しています。

今後にも必要に応じて改正等がされることとなっており、当面は、その解説資料に基づき適切な運用に努めてまいります。

次に、コミュニティ・スクールについてです。

コミュニティ・スクールは、こどもたちを取り巻く教育環境が急速に変化する中で、学校と家庭、地域が教育目標を共有し、こどもたちの学びを地域全体で支える取組です。

導入した校区では、登下校の見守りなど従来の支援に加え、地域人材や企業と連携した地域学習、キャリア教育など、学びの質的向上が着実に図られています。

一方で、校区によってはコミュニティ・スクールに対する理解や認知度が十分ではなく、学校運営協議会での議論が深まらず、学校運営に関わる人の輪が広がらないといった課題があります。

このため、教育委員会では、引き続き、学校運営協議会への参加・助言のほか、各学校の担当者の研修会の実施などの伴走支援を行ってまいります。

また、学校の様子や地域との関わりを伝えるコミュニティ・スクールだよりの発行、人材バンク登録を活用したマッチングなど、地域住民が参画しやすい環境づくりを進め、地域住民や地元企業の参画の輪を広げ、活動が活性化し、教育活動が充実するよう、取り組んでまいります。

次に、県立高校の再編案についてです。

去る2月16日に、広島県教育委員会が公表した「今後の県立高等学校の在り方に係る実施計画」の素案では、市内の高等学校について、異なる課程の再編・統合や学科の改編を行う計画が示されており、地域やこどもたちに大きな影響を及ぼすものであると受け止めて

います。

教育委員会としては、未来を担う子どもたちが、希望する内容を、充実した環境の中で学べることが何より大切であると考えており、

- ・これまで各校で行われてきた教育が、より充実したものとなるよう、格別の配慮を行うこと
- ・地域住民、在校生や中学生、保護者が不安を抱えることの無いよう、丁寧な説明を行っていただきたいこと

について、改めて、県教育委員会に対して、2月16日に要望を行ったところです。

順序	5	質問日	3月4日	会派名	新政クラブ	名前	宮地 毅
----	---	-----	------	-----	-------	----	------

発 言 の 要 旨	
4	福山版少子化対策の深化
⑤	プレコンセプションケアにおける教育・医療・行政の連携について ア学校教育の場におけるプレコンセプションケアに関連した健康教育について
9	こどもの居場所づくり～孤立させない支援体制の構築～
①	不登校児童生徒の現状認識について
②	社会的孤立という本質的課題と居場所の現状について
③	民間フリースクール利用者への経済的支援について
④	出席扱いガイドラインの明文化について
⑤	民間フリースクールへの運営費補助について
10	広島県教育支援センターSCHOOL “S” との連携強化について

[教育長答弁]

学校教育の場におけるプレコンセプションケアに関連した健康教育についてです。

学校では、プレコンセプションケアについて直接的に学習はしませんが、国の方針に基づき性暴力の加害者や被害者、傍観者にならないよう「生命（いのち）の安全教育」を教育課程に位置づけ、取り組んでいます。

その中で、地域の実情に応じて保護者の理解を得ながら、多様な性の在り方と妊娠・出産について自分の意志が尊重される社会を目指す

エスアールエイチアール

S R H R を基本とした、包括的性教育に係る性や健康に関する正しい知識についても学習しています。

例えば、妊娠・出産に関連する内容について、小学校体育科で「体の発育・発達」、中学校保健体育科で「心身の機能の発達と心の健康」、高等学校保健体育科では「生涯を通じる健康」の単元で扱います。

今後は、国の動向を注視しながら、プレコンセプションケアに関連する内容も含め、適切な時期に健康に関する正しい知識を持ち、将来のことを考えて健康管理が行えるよう健康教育を推進してまいります。

次に、こどもの居場所づくりについてです。

2024年度（令和6年度）の不登校児童生徒数は、小学校680人、中学校895人であり、2023年度（令和5年度）と比較して、小学校は39人増加、中学校は24人減少しています。全体では微増となったものの、増加率は近年減少傾向にあります。

次に、不登校児童生徒の課題と居場所の現状についてです。

本市においても、全国と同様に学校環境とのミスマッチや友人関係のストレスなど、不登校の要因は複雑多様化しており、未然防止が難しいことや、学校・関係機関と繋がるのが難しい児童生徒に対して、学習支援等、社会的自立に向けた支援が十分に届いていない実態があります。

本市が設置する公的な居場所を利用している児童生徒数は、本年1月末で、校内フリースクール「きらりルーム」が297人、校外フリースクール「かがやき」が217人、インターネット上の仮想空間「メタバース」が10人です。民間フリースクールを利用している児童生徒数は、2025年（令和7年）3月時点で、33人と把握しています。

また、学校や関係機関等どこにも繋がっていない児童生徒数は、2025年（令和7年）3月末で、6人となっています。

次に、民間フリースクール利用者への補助制度及び運営費補助についてです。

本市では、現在、「かがやき」や「きらりルーム」を約500人が利用しています。無料で利用することができるため、学校や教室に通うことが難しい児童生徒の保護者の負担軽減を図っています。今後も、集団での活動が苦手な児童生徒への対応等を含めた公的なフリースクールの環境整備の充実を図っていきたいと考えています。

一方、民間フリースクールは実態も様々であること等から、現時点では民間フリースクール利用者への補助制度及び民間フリースクールへの運営費補助の導入は考えていません。

次に、出席扱いガイドラインについてです。

現在、民間フリースクールを利用している児童生徒の出席扱いは、文部科学省の通知に基づき、本市教育委員会が作成した基準等に則って、校長が適否を判断しています。

公開については、他都市の状況等も踏まえ検討してまいります。

エス

次に、広島県が設置するSCHOOL“S”との連携強化についてです。

昨年度から、広島県教育委員会が毎月、福山市フリースクール「かがやき」を訪問し、児童生徒への支援方法について協議しています。

また、本市教育委員会がSCHOOL“S”を訪問し、環境づくりや児童生徒が主体的に取り組める活動の在り方について学び、本市の取組に活かしています。

SCHOOL“S”の利用については、児童生徒個々の実態に応じて紹介しており、現在、市内では3人の児童が利用しています。

また、昨年度から不登校児童生徒への支援のあり方等について、県教育委員会から講師を招聘し、各学校の管理職・生徒指導主事を対象とした研修を実施するなど、県との連携強化を図っています。

引き続き、県教育委員会と連携し、不登校児童生徒の支援の充実に努めてまいります。

順序	6	質問日	3月4日	会派名	水曜会	名前	加藤 陽一郎
----	---	-----	------	-----	-----	----	--------

発 言 の 要 旨							
1 学校の空調設備整備について							

[教育長答弁]

学校体育館に整備した空調の効果検証についてです。

夏季の冷房設備の調査では、猛暑日に、空調機の設定温度を25度で稼働したところ、40分後、室内温度は36度から26度に低下し、暑さ指数は、体育が可能な注意レベルになりました。冬季の暖房設備の調査では、1時間後、室内温度は5度から13度に上昇しました。

光熱費は、整備した8校の9月分のガス料金を比較したところ、昨年度より、合計で約48万円、平均で約6万円増加していました。空調整備により、体育の授業や部活動に加え、全校集会や休憩時間も体育館を使用できるようになり、夜間等の地域利用では、多くの団体が空調設備を利用されています。

また、基幹緊急避難場所以外の体育館については、施設の老朽度や地域性、長寿命化改修の計画等を考慮する中で、4年間で計画的に整備してまいります。

図工室、家庭科室など未設置となっている特別教室については、体育館の空調整備後、検討していきたいと考えています。

## 議第40号

臨時代理の承認を求めることについて（議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出）

福山市教育長に対する事務委任等に関する規則（平成29年教育委員会規則第2号）第3条第1項の規定により、議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により、報告し、承認を求める。

(別紙)

議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、議会の議決を経るべき次の議案について、市長から意見を求められたので、同意する旨回答する。

- 1 令和7年度福山市一般会計補正予算（第8号）（教育委員会関係分）
- 2 令和7年度福山市誠之奨学資金特別会計補正予算（第1号）

1 令和7年度福山市一般会計補正予算（第8号）（教育委員会関係分）

**【歳入】 総額 2,698,401 千円**

(1) 国庫支出金 874,611 千円

区 分	充当先事業	金額(千円)
情報機器活用支援体制整備事業補助金	小中学校教材教具等整備費	8,811
小学校耐震改修費等交付金	小学校施設維持改良費	590,700
中学校耐震改修費等交付金	中学校施設維持改良費	255,100
	中高一貫校施設維持改良費	20,000

(2) 財産運用収入 7,381 千円

区 分	充当先事業	金額(千円)
教育環境整備基金益金	教育環境整備基金積立金	7,381

(3) 寄附金 6,169 千円

区 分	充当先事業	金額(千円)
学校教育費寄附金	健康診断等保健衛生費	5,169
社会教育費寄附金	図書等整備費	1,000

(4) 市債 1,770,100 千円

区 分	充当先事業	金額(千円)
教育情報システム等整備事業債	小学校教材教具等整備費	8,100
	中学校教材教具等整備費	2,400
義務教育施設整備事業債	小学校施設維持改良費	1,158,700
	中学校施設維持改良費	492,500
中高一貫校整備事業債	中高一貫校施設維持改良費	108,400

(5) その他 40,140 千円

区 分	充当先事業	金額(千円)
分収木売払収入	教育環境整備基金積立金	2,640
学校給食事業費引継金	学校等給食費	37,500

**【歳出】 総額 2,678,640 千円**

(1) 国の補正予算によるもの（前倒し分） 2,662,450 千円

区 分	補正の概要	金額(千円)
小学校教材教具等整備費	校内通信ネットワーク整備 44 校	28,600
中学校教材教具等整備費	校内通信ネットワーク整備 13 校	8,450
小学校施設維持改良費	外壁劣化改修 5 校, 照明 LED 化 22 校, 屋内運動場空調設備整備 11 校, 給食調理場空調設備整備 11 校 ほか	1,749,400
中学校施設維持改良費	外壁劣化改修 3 校, 照明 LED 化 8 校, 屋内運動場空調設備整備 4 校 ほか	747,600
中高一貫校施設維持改良費	屋内運動場空調設備整備	128,400

(2) 寄附金対応 6,169 千円

区 分	補正の概要	金額(千円)
健康診断等保健衛生費	健康増進機器等の購入	5,169
図書等整備費	辞典・専門事典等の購入	1,000

(3) その他 10,021 千円

区 分	補正の概要	金額(千円)
教育環境整備基金積立金	基金運用収入	7,381
	分収木売払収入	2,640

## 【繰越明許費】

8 件

2,787,065 千円

費 目	事 業 名	金額(千円)
(小学校)教材教具等整備費	校内通信ネットワーク整備事業	28,600
(中学校)教材教具等整備費	校内通信ネットワーク整備事業	8,450
(小学校)学校運営費	健康増進機器等整備事業	3,520
(中学校)学校運営費	健康増進機器等整備事業	1,549
(中高一貫校)学校運営費	健康増進機器等整備事業	100
(小学校)学校建設費	施設維持改良事業（外壁劣化改修、照明 LED 化、屋内運動場空調設備整備、給食調理場空調設備整備ほか）	1,867,176
(中学校)学校建設費	施設維持改良事業（外壁劣化改修、照明 LED 化、屋内運動場空調設備整備ほか）	749,270
(中高一貫校)学校建設費	施設維持改良事業（屋内運動場空調設備整備）	128,400

2 令和7年度福山市誠之奨学資金特別会計補正予算（第1号）

**【歳入】 総額 454 千円**

基金運用収入

区 分	充当先事業	金額(千円)
誠之奨学基金益金	誠之奨学基金積立金	454

**【歳出】 総額 454 千円**

運営費

区 分	補正の概要	金額(千円)
誠之奨学基金積立金	基金運用収入	454

## 議第 4 1 号

### 福山市立幼稚園規則の一部改正について

福山市立幼稚園規則の一部改正については、別紙のとおりとする。

#### (改正理由)

幼稚園において、幼児一人一人の置かれた状況や発達の特徴等に応じ、行き届いた教育を推進するため、幼稚園設置基準の改正（2026年（令和8年）2月20日公布）により学級編制基準が引き下げられたことに伴い、所要の改正を行うもの。

#### (改正要旨)

1 学級の幼児数は、30人以下を原則（現行 35人以下を標準）とする。

(第5条関係)

#### (施行期日等)

1 2026年（令和8年）4月1日

2 この規則の施行の際現に存する幼稚園における1学級の幼児数については、この規則による改正後の第5条の規定にかかわらず、2032年（令和14年）3月31日までは、なお従前の例によることができる。

(別紙)

教育委員会規則第 号

福山市立幼稚園規則の一部を改正する規則

福山市立幼稚園規則（昭和41年福山市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
(学級編成) 第5条 1学級の幼児数は、 <u>30人以下を原則とする。</u>	(学級編成) 第5条 1学級の幼児数は、 <u>35人以下を標準とする。</u>

附則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する幼稚園における1学級の幼児数については、この規則による改正後の第5条の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。